

東大阪市一般廃棄物処理基本計画

(ごみ処理基本計画・食品ロス削減推進計画)

令和8年度～令和17年度



令和8年3月

1 ごみ処理基本計画

(1) 計画策定の目的

東大阪市では令和3年3月に「東大阪市一般廃棄物処理基本計画(第7期)」を策定し、その中で『「環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさか」の実現』をごみ処理基本計画の基本理念としたうえで、3R(リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用))に関する取り組みを含め、各種施策に取り組んでまいりました。さらなる循環型社会形成の推進を目指し、次世代を担う子どもたちのためによりよい環境を保持するため「東大阪市一般廃棄物処理基本計画(第8期)」を策定しました。

令和2年度
前計画

東大阪市一般廃棄物処理基本計画[第7期] - ごみ処理基本計画

【基本理念】

「環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさか」の実現

【基本方向】

- 基本方向Ⅰ もったいない意識の浸透による、ごみの発生抑制と再使用の推進
- 基本方向Ⅱ 分別・リサイクルの推進
- 基本方向Ⅲ 環境に配慮した適正処理の推進

国の動き

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(R4)
自治体でのプラスチック使用製品の分別収集、再商品化が努力義務となったことをはじめとする資源循環体制の強化

第五次循環型社会形成推進基本計画(R6)
大量生産・消費・廃棄型から、持続可能な「循環経済(サーキュラーエコノミー)」への移行を国家戦略として位置づけ

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(R7)
食品ロス削減に向けた各種施策の具体的な設定や食品ロス削減目標の見直し

令和7年度
現計画

みんなで取り組み 次世代につなぐ 循環型都市 ひがしおおさか
東大阪市一般廃棄物処理基本計画[第8期] - ごみ処理基本計画
計画期間:令和8年度~令和17年度

✓ ごみを減らすための重要な取り組み 3Rとは…



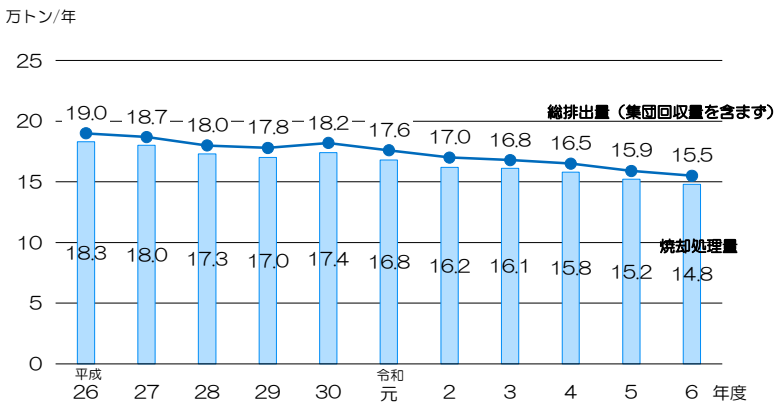
循環型社会形成推進基本法では、①リデュース、②リユース、③リサイクルの優先順位で廃棄物対策に取り組むこととされています。この中でも特に重視されるのが①リデュースと②リユースです。この2つをまとめて「2R」と呼びます。



(2) ごみ処理の現状と課題

■ごみ総排出量・焼却処理量

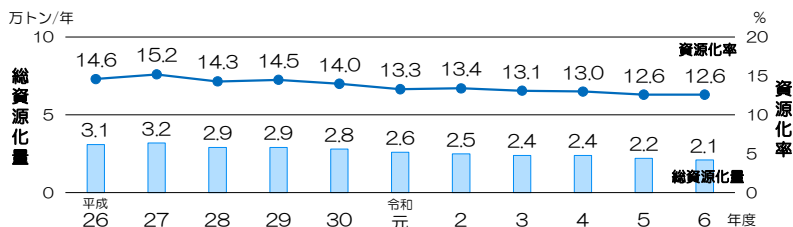
減るとよい指標



○ごみの総排出量は基準年度である令和元年度と比較して約2.0万トン(11.6%)減少しています。

■ごみ資源化量・資源化率

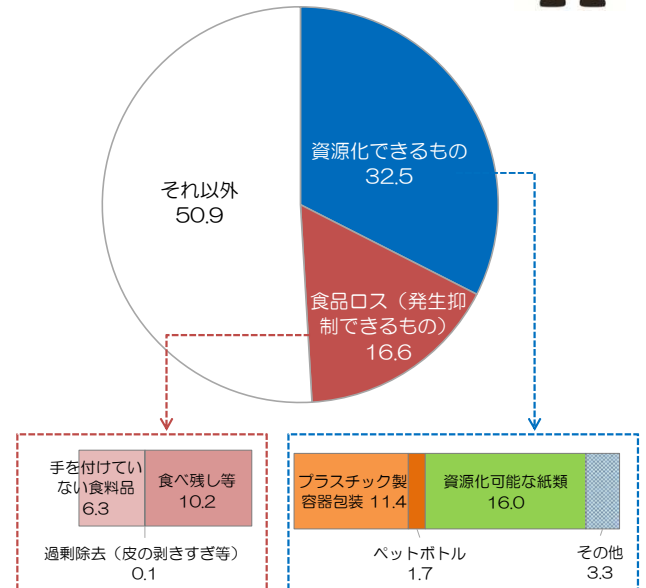
増えるとよい指標



○資源化率については、紙媒体の電子化等に伴う集団回収量の落ち込みが大きく、市による資源物収集をあわせた総資源化量が減少しています。

■家庭ごみ中の資源化可能物と食品ロスの割合(重量比)

まだまだ削減できそう!



○家庭ごみ中には、プラスチック製容器包装やリサイクルが可能な紙類など資源化できるものが比較的大きな割合で含まれています。

現状を踏まえた課題

課題① プラスチックごみや食品ロス等さらなるごみ減量に向けた取り組みの促進

課題② 家庭ごみ中に含まれる資源化可能物の分別排出の徹底

課題③ 新たな資源化物への対応

課題④ 事業系ごみの減量推進

課題⑤ 安全で安定的なごみの収集・処理体制の構築

3. 基本理念と方針・目標

■基本理念

東大阪市一般廃棄物処理基本計画(第8期)－ごみ処理基本計画

「みんなで取り組み 次世代につなぐ 循環型都市 ひがしおおさか」

■基本方針

基本理念の実現には、市民・事業者・行政が、ごみの発生抑制(リデュース)や製品の再使用(リユース)、そして再生利用(リサイクル)のさらなる推進に向け協働で取り組む必要があります。そのために、以下の3つの基本方針を定めます。

【基本方針1】 ごみの発生抑制・再使用・リサイクル(3R)の推進

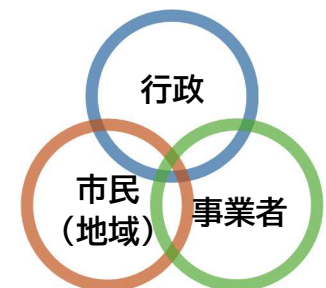
使い捨て商品の不使用などのごみの発生抑制策や、まだまだ使えるものをリユースするための工夫、リサイクルできるものが分別されずにごみとして排出されていることを市民に発信し、「ものを大切にする」生活の実践にむけたわかりやすい啓発、環境教育の実施に努めます。また、さらに3Rの取り組みを推進できる枠組みの形成をめざします。



【基本方針2】 市民・事業者・行政の協働による取り組みの推進

地域や事業者と連携し、「環境に配慮した活動」を実践し、拡大できるような取り組みを進めるとともに、公共施設での取り組みも継続して行います。

また、事業者の自主的な取り組みによるごみの減量、リサイクルを推進します。

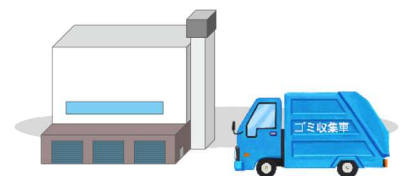


【基本方針3】 環境に配慮した適正処理の推進

排出されるごみは、効率性・安全性・環境に配慮した収集・運搬によって適正処理や再生利用を進めます。また、車両や施設の火災原因となりうる小型充電式電池等の有害・危険物の分別排出の啓発を強化します。施設の整備においては「環境にやさしい施設づくり」に配慮し、低炭素社会の構築や自然との共生への対応をめざします。

そのほか、多発する災害に備え、処理体制の充実を図ります。

効率性・安全性・環境配慮



■基本目標と個別目標

目標に向かって
トライ!



		基準年		中間目標		最終目標
		令和6年度		令和12年度		令和17年度
基本目標	焼却処理量	14.8万トン/年	➡	13.6万トン/年	➡	12.6万トン/年
	資源化率	12.6%	➡	15.3%	➡	18.3%
	最終処分量	2.3万トン/年	➡	2.1万トン/年	➡	1.9万トン/年
個別目標	家庭系ごみ 1人1日あたりの 排出量	499 g	➡	466 g	➡	437 g
	事業系ごみの 総排出量	6.7万トン/年	➡	6.2万トン/年	➡	5.8万トン/年
	食品ロス発生量 (家庭系)	1.3万トン/年	➡	1.1万トン/年	➡	1.0万トン/年



4. 基本施策

[基本方針1] ごみの発生抑制・再使用・リサイクル(3R)の推進	
1. 環境教育・情報発信の推進	(1)環境教育・環境学習の充実 (2)3Rに関する情報発信の強化
2. ごみの発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)の促進 ★	(1)プラスチックごみの削減 (2)食品ロスの削減 (3)リユース環境の整備 (4)ごみ処理費用の適正負担
3. 分別排出・再資源化(リサイクル)の推進 ★	(1)資源化可能物の分別の徹底 (2)新たな資源化可能物の分別・資源化の推進 (3)資源物の排出環境の整備
[基本方針2] 市民・事業者・行政の協働による取り組みの推進	
1. 地域との協働によるごみ減量・資源化の取り組みの推進 ★	(1)地域住民団体との連携によるごみ減量・資源化の推進 (2)集団回収事業の推進
2. 事業者との連携によるごみ減量・資源化の推進 ★	(1)事業所でのごみ減量・分別排出の促進 (2)民間事業者との業務連携による取り組みの推進
3. 公共施設における率先行動の充実	(1)市職員の意識向上 (2)公共施設におけるごみの減量・分別の徹底
[基本方針3] 環境に配慮した適正処理の推進	
1. 社会情勢の変化に応じた収集・運搬体制の構築 ★	(1)収集・運搬体制の充実 (2)安全・安心なごみ収集の取り組みの推進 (3)(仮称)環境センターの整備
2. ごみ処理システムの安定化に向けた施設整備・対応強化	(1)ごみ処理施設の整備と監視体制の維持 (2)適正処理が困難な物への対応強化 (3)最終処分場の安定的な確保
3. きれいなまちづくりの推進	(1)不法投棄の防止 (2)散乱ごみ防止とまちの美化の推進
4. 災害廃棄物対策の強化	—

重点施策 (上記表のうち★が付いているもの)

基本理念の実現のため、特に市民・事業者・行政が協働で取り組むべき項目を重点施策と位置付け、ごみの削減行動や分別排出、資源化に関する事項のほか、収集・運搬の安定的な確保に関する事項を中心に、積極的に取り組んでいくこととします。



[基本方針1] ごみの発生抑制・再利用・リサイクル(3R)の推進

■基本施策1■ 環境教育・情報発信の推進

幅広い年齢層への環境教育・学習の機会の充実を図るとともに、多様な広報媒体の活用を進め、対象者に合わせた効果的な情報発信を推進します。

(1) 環境教育・環境学習の充実

- 環境教育出前講座等の充実及び利用拡大
- 幅広い年齢層への学習機会の創出

(2) 3R に関する情報発信の強化

- 市政だよりやリーフレット等の紙媒体、ウェブサイト、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」、各種 SNS など様々な媒体を活用による効果的な情報発信の強化



環境教育出前講座

■基本施策2■ ごみの発生抑制(リデュース)・再利用(リユース)の促進 【重点施策】

3R のうち、再生利用より優先順位の高いごみの発生抑制(リデュース)と製品の再利用(リユース)の取り組みが重要です。発生抑制については、プラスチックごみや食品ロスの削減の取り組み、また、再利用については、民間事業者と連携したリユース活動の普及啓発を推進します。

(1) プラスチックごみの削減

- 使い捨てプラスチックごみの削減に向けた取り組みの推進

(2) 食品ロスの削減

- 家庭での食品ロス削減に向けた普及啓発
- 事業者における食品ロス削減の推進 など

(3) リユース環境の整備

- 民間事業者と連携したリユース事業の推進

(4) ごみ処理費用の適正負担

- 家庭ごみ有料化の検討



おうちでできる食品ロス削減リーフレット

■基本施策3■ 分別排出・再資源化(リサイクル)の推進 【重点施策】

家庭ごみ(燃えるもの)に混入している資源化可能物が分別して排出されるよう、わかりやすい分別を進め、資源物の排出機会の充実を図ります。また、プラスチック製品の回収など、法改正や社会情勢の変化により新たに回収・資源化が求められる品目についても、積極的に検討を進めます。

(1) 資源化可能物の分別の徹底

- 古紙やプラスチックごみの分別徹底

(2) 新たな資源化可能物の分別・資源化の推進

- プラスチック製品の回収・資源化実施に向けた検討
- 新たな資源化可能物の回収に向けた情報収集・検討

(3) 資源物の排出環境の整備

- 回収拠点の整備による排出利便性の向上
- 分かりやすい分別方法の啓発
- 資源物の排出環境の改善



雑がみ図鑑



[基本方針2] 市民・事業者・行政の協働による取り組みの推進

■基本施策1■ 地域との協働によるごみ減量・資源化の取り組みの推進 【重点施策】

家庭系ごみの減量、資源化を進めるためには、地域と相互理解を深め、協働で取り組みを進める必要があります。地域住民団体と連携を図り、ごみの減量活動や分別排出ルールの徹底などを推進するとともに、地域における再生資源集団回収活動の促進を図ります。

(1) 地域住民団体との連携によるごみ減量・資源化の推進

- 地域ごみ減量推進員および地域ごみ減量協力員との連携による取り組み

(2) 集団回収事業の推進

- 集団回収活動の活性化に向けた取り組みの推進

■基本施策2■ 事業者との連携によるごみ減量・資源化の推進 【重点施策】

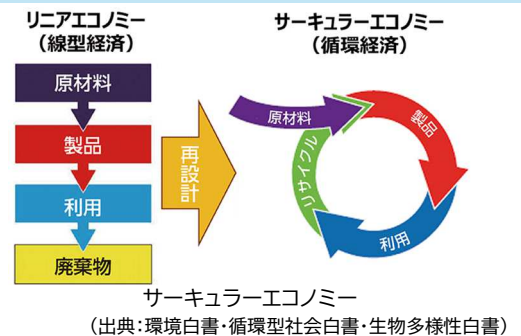
事業活動に伴い排出されるごみの減量・適正処理の推進に向け、指導や情報提供を行い、事業者の自主的な取り組みを促進します。また民間事業者との業務連携により、持続可能な社会の形成に向けて家庭系ごみにおける新たな品目の資源化など、サーキュラーエコノミー(循環経済)の実現に寄与する取り組みを推進します。

(1) 事業所でのごみ減量・分別排出の促進

- 特定事業者へのごみ減量指導および中小規模事業者への情報提供の実施

(2) 民間事業者との業務連携による取り組みの推進

- サーキュラーエコノミーの実現に寄与する取り組みの推進



■基本施策3■ 公共施設における率先行動の充実

3Rの推進にむけた市職員の意識向上、公共施設から発生するごみの減量や再生利用のほか、物品の調達に関する施策を進めます。

(1) 市職員の意識向上

- 日常的な3R行動の実施に向けた啓発

(2) 公共施設におけるごみの減量・分別の徹底

- 業務で発生するごみの減量や再利用等
- 環境に配慮した取り組みの継続

✔ 地域ごみ減量推進員・地域ごみ減量協力員

- 地域におけるごみの減量、その他清潔なまちづくりを行うことを目的に、市が各地域の自治会長などを対象に地域ごみ減量推進員に委嘱しています。また、自治会から推薦を受けた方を、推進員とともに取組を進める地域ごみ減量協力員として、おおよそ50世帯に1人の割合で任命しています。



[基本方針3] 環境に配慮した適正処理の推進

■基本施策1■ 社会情勢の変化に応じた収集・運搬体制の構築 【重点施策】

ごみの収集や運搬過程におけるリスクを減らすとともに、分別収集の見直しを含めた体制の構築を検討することにより、引き続き安定した体制を維持します。

(1) 収集・運搬体制の充実

- 将来を見据えた体制の維持
- 収集時における安全等への配慮

(2) 安全・安心なごみ収集の取り組みの推進

- 分別排出に関する周知の徹底
- 火災発生時の対応

(3) (仮称)環境センターの整備

- 4つの環境事業所と美化推進課を2か所に統合・再編



東大阪市で発生した
ごみ収集車の火災事故

ごみに含まれたガスボンベやライター、リチウムイオン電池等の危険物が発火の原因と考えられます。

■基本施策2■ ごみ処理システムの安定化に向けた施設整備・対応強化

将来にわたって安定的なごみ処理システムを確保するため、関係機関との連携を深めます。

(1) ごみ処理施設の整備と監視体制の維持

- 新工場の整備や施設の見直しに向けた取り組み
- 施設の適正な維持管理の推進

(2) 適正処理が困難な物への対応強化

- 回収や処理が困難な廃棄物への対応

(3) 最終処分場の安定的な確保

- 継続利用に向けた要望や取り組みの推進
- 本市でできる取り組みの推進

■基本施策3■ きれいなまちづくりの推進

不法投棄への早期対応や市民・事業者との連携による美化活動により、きれいなまちづくりを進めます。

(1) 不法投棄の防止

- 不法投棄に対する体制強化と早期対応

(2) 散乱ごみ防止とまちの美化の推進

- 各主体との連携による活動の推進



不法投棄のパトロール



市内いっせいきリーンアップ大作戦

■基本施策4■ 災害廃棄物対策の強化

災害廃棄物への対応における連携体制の確保に努め、発災時を想定した取り組みを進めます。

- 関係機関との連携強化と発災時の協力要請



HIGASHI-HOSOGATA

災害廃棄物処理ハンドブック

災害廃棄物を一日も早く処理し、日常生活を取り戻すために、市民の皆様にご協力をお願いしたいことをまとめたハンドブックを作成しています。

2 食品ロス削減推進計画

東大阪市では、年間約 14.3 万トン(令和6年度実績)の可燃ごみが排出されています。その中でも、食品ロスと推計されるものは約 2.4 万トン(家庭系 約 1.3 万トン・事業系 約 1.1 万トン)と見込まれています。これは市民一人あたりに換算すると年間約 49.4kg であり、全国平均よりも多くなっています。

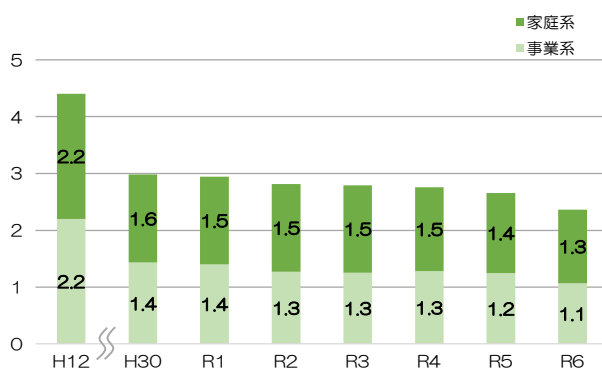


令和6年度の家ごみ組成調査で確認された手つかず食品の一部

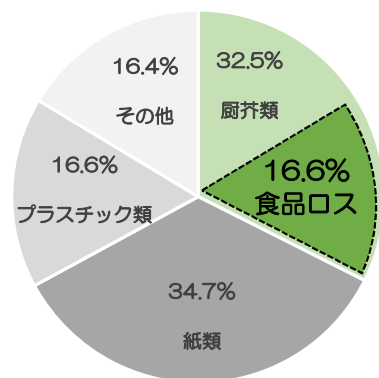
これまで以上に市民・事業者・行政等の各主体が役割を認識し、協力して食品ロスに取り組むことで、将来に向けた循環型都市の形成を目指します。

東大阪市の食品ロス発生量

減るとよい指標



家庭ごみの中の食品ロスの割合



※小数第2位で四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります。

基本方針と施策

[基本方針1] 家庭での食品ロス削減に向けた普及啓発	(1)環境教育、情報発信による意識の醸成 (2)家庭での削減に向けた行動の促進
[基本方針2] 事業者における食品ロス削減の推進	(1)事業者との連携による食品ロス削減の推進 (2)事業者の取り組みに対する消費者理解の促進
[基本方針3] 食品ロス削減に向けた推進体制の整備	(1)各種団体等との協働による取り組み (2)庁内関係部局間での連携した取り組み
[基本方針4] 食品廃棄物の資源循環の推進	適正な再生利用の取り組み促進

数値目標



基準年

令和6年度

中間目標

令和12年度

最終目標

令和17年度

[平成12年度比で半減]

[令和12年度比で10%減]



食品ロス発生量
(家庭系)


1.3万トン/年

1.1万トン/年

1.0万トン/年

3 市民・事業者・行政のごみ減量・食品ロス削減行動例

市民編	1. 買い物をするとき	<ul style="list-style-type: none"> ✓ マイバッグを活用します。 ✓ 過剰な包装は断ります。 ✓ 詰め替え商品や環境に配慮した商品を選びます。 ✓ レンタル品や中古品を利用します。 ✓ トイレtpーパーや文房具などは、再生品を選びます。 		
	2. 普段の生活の中で	<ul style="list-style-type: none"> ✓ まだ使えるものは修理して再使用するほか、必要としている人に譲るなど、ものを大切にします。 ✓ 使い捨て容器の使用を控えます。外出時には、水筒などのマイボトルを持参します。 ✓ 地域や学校などのごみ減量活動に参加します。 ✓ プラスチック製容器包装とペットボトルの分別排出に努めます。 ✓ 古紙類(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック)や古着、アルミ缶などは、地域の集団回収に排出します。 ✓ リチウムイオン電池など、発火し火災につながる廃棄物を安全に処理できるよう分別排出します。 ✓ 水銀使用製品(蛍光管・乾電池・血圧計・体温計など)・小型充電式電池・小型家電などは、公共施設や回収協力店に設置されている回収ボックスに排出します。 		
	3. 食品ロスに取り組もう	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 賞味期限への理解を深め、期限切れで捨てられる食品や食品ロスを減らします。 ✓ 購入してすぐ食べるなら「てまえどり」を実践します。 ✓ 買い物の際は使い切れる量を、調理や外食の際は食べきれる量を意識します。 ✓ 野菜などの食材はできるだけ無駄なく使い切るなど、エコクッキングを心がけます。 ✓ 恵方巻やクリスマスケーキなどの季節商品は予約販売を活用し、欠品を許容する意識を持ちます。 ✓ 家庭で余っている未開封の未利用食品は、フードドライブ活動を通じて寄附するよう努めます。 		

事業者編	1. 普段の業務の中で	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 環境に関する情報提供に努めます。 ✓ ごみ減量・リサイクルの意識を向上するため、環境やごみに関する社員教育に努めます。 ✓ 環境マネジメントシステムを導入します。 ✓ 再生品の使用を推進します。 ✓ 市のごみ減量施策に協力します。 	
	2. 食品ロスに取り組もう	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 食品の品質に影響がない理由による廃棄の見直し ✓ フードシェアリング等の活用による売り切りの工夫 ✓ 国の「食品寄附ガイドライン」に基づいた積極的な未利用食品の提供 ✓ 食品ロス削減に向けた体制整備及び取り組み内容や進捗状況に関する開示 ✓ 食品廃棄物のリサイクル検討 ✓ (食品販売店など)利用者において量の選択ができる販売方法の実施 (飲食店)利用者が食べきれなかった場合の持ち帰り等措置の実践 	

行政編	1. 普段の業務の中で	
	✓	職員のごみ減量・リサイクルに対する意識を向上するため、職員向けの啓発に取り組みます。
	✓	環境への取り組みに関する情報提供に努めます。
	✓	会議等におけるペーパーレス化のさらなる推進のほか、コピー用紙の使用量抑制に努め、コピーする場合は両面コピーや裏紙の使用を徹底します。
	✓	市が主催、後援するイベントでは、ごみを出さないイベントの実施に努めるとともに、使い捨てプラスチックの使用削減に努め、発生したごみについては、分別を徹底します。
	✓	あきかん・あきびん、プラスチック製容器包装、ペットボトル、古紙類の分別を徹底します。
	✓	機密文書のリサイクルを推進します。
	✓	公共施設から発生する資源の再生利用に努めます。
	✓	環境物品の購入(グリーン購入)を徹底します。
	✓	会議における使い捨てプラスチックの使用削減を進めます。
	✓	マイバッグやマイカップ・マイボトルを率先して活用します。
	2. 食品ロスに取り組もう	
	✓	飲食時における食べ切りなど、食品ロス削減に努めます。



ごみの分け方・出し方の確認はこちらから！

ごみの分け方・出し方 (保存版)について		ごみ分別アプリ 「さんあ〜る」	
-------------------------	--	--------------------	--

ごみ減量・資源化に関する情報はここから！

資源ごみの排出方法		食品ロス削減の取組	
雑がみ図鑑		エコでお得な「リユース」 を始めてみませんか？	

スマートフォン等で二次元コードを読み取りアクセスしてください！

※リンク先はすべて東大阪市のウェブサイトです。

計画本編はこちらからご覧ください

[東大阪市一般廃棄物処理基本計画](#)

お問合せ先

〒577-8521
 東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市 環境部 循環社会推進課
 TEL: 06-4309-3199 FAX: 06-4309-3829
 E-mail: junkanshakai@city.higashiosaka.lg.jp

